

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十二日

奈良県知事 山 下 真

奈良県規則第二十一号

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県営住宅条例施行規則（昭和三十九年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二（見出しを含む。）、第二条の見出し及び同条第一項、第四条、第十一条の三並びに第三十一条中「公営住宅」を「県営住宅」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二十五条関係）

区分	使用料月額
紀寺県営住宅	三、四〇〇円
六条県営住宅	二、三〇〇円
壳間県営住宅	二、二〇〇円
北和県営住宅	一、九〇〇円
姫寺県営住宅	一、七〇〇円
平城県営住宅	一、四〇〇円
六条山県営住宅	一、六〇〇円
小泉県営住宅	

西小泉県営住宅	一、四〇〇疋
稗田県営住宅	一、六〇〇疋
東高田県営住宅	一、九〇〇疋
天理県営住宅	一、一〇〇疋
秋津県営住宅	一、一一〇〇疋
阿部県営住宅	一、一二〇〇疋
桜井県営住宅	一、一二〇〇疋
纏向県営住宅	一、三四〇〇疋
樺原県営住宅	一、五〇〇疋
坊城県営住宅	一、六〇〇疋
南和県営住宅	一、一〇〇疋
吉野県営住宅	一、一〇〇疋

第四号様式中「第14条第2項」を「第14条第3項」に改める。

第六号様式中「公営住宅」を「県営住宅」に改める。

附 則

、)の規則は、公布の日から施行する。